

多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交付金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産事務次官依命通知)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農村振興局長通知)、に定めるもののほか、交付金の交付等に関して必要な事項を定める。

(交付金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、多面的機能支払交付金に要する経費の一部を交付するものとし、当該交付の対象となる事業の目的、事業の内容、交付金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 前条の交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書(様式第1号)及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、交付金交付決定通知書(様式第2号)により当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 前条第3項の通知を受けた者(以下、「事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定額の変更)

第6条 事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、交付金変更交付申請書(様式第3号)及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を交付金交付決定変更通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業者は、事業が完了したとき又は第4条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、事業実績報告書(様式第5号)及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、事業の完了に係る第7条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金額確定通知書(様式第6号)により当該事業者へ通知するものとする。

2 知事は、確定した交付金の額が、交付決定額(第6条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付金の請求)

第9条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、事業者から提出される交付金請求書(様式第7号)により交付金を交付するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付金を事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を交付金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該事業者へ通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に交付金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 知事は、第8条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第12条 事業者は、前条第1項の規定により交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 事業者は、前条第1項及び第2項の規定により交付金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第13条 事業者は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。